

平成17年11月10日

株 主 各 位

東京都豊島区池袋二丁目43番1号  
株式会社明光ネットワークジャパン  
代表取締役社長 渡 邊 弘 毅

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年11月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 2階 曙の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第21期（平成16年9月1日から平成17年8月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第21期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（24頁から25頁まで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 取締役6名選任の件  
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
第5号議案 当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（29頁から31頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

○お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 営 業 報 告 書

〔平成16年9月1日から  
平成17年8月31日まで〕

## 1. 営 業 の 概 況

### (1) 営業の経過及び成果

#### ① 全般的概況

当営業年度におけるわが国経済は、雇用者所得の底入れを背景にした個人消費の改善や企業の財務体質強化に伴う設備投資の拡大等、着実な景気回復傾向が見え始めたものの、デフレ経済の長期化や原油価格の高騰に伴う景気減速懸念等の不安要因もあり、未だ楽観視出来ない状況で推移いたしました。

当学習塾業界におきましても、少子化傾向の更なる進行や個別指導塾の増加に伴う競争激化等、依然厳しい情勢が継続しております。

このような環境のもと、当営業年度につきましては、新たな成長路線の確立を目指すための、「事業基盤の強化期」と位置付けて事業活動を推進してまいりました。

当営業年度における重点施策といたしましては、「教務力強化」、「人材力向上」を2本の柱に掲げ、生徒及び保護者とのコミュニケーションの強化によるニーズの的確な把握や教室運営全般を支える人材力を強化するための各種研修内容の充実等に努めてまいりました。

また、将来における永続的な成長路線を確立する施策として、「優秀な人材の確保」、「プロモーション機能の強化」及び「提供サービスのクオリティ向上」等を実施してまいりました。

なお、当営業年度につきましては、入会生徒数及び夏期講習売上が予想より低位に推移したこと、並びに入会生徒数増を図るために、テレビコマーシャルを夏期に追加実施したことによる販売促進費の増加等の影響により厳しい業績となりました。

これらの結果、当営業年度の売上高は9,828百万円（前期比5.6%増）となりましたが、上記の販売促進費及び人件費の増加等により経常利益は2,271百万円（同5.0%減）、当期純利益は1,208百万円（同8.8%減）となり、前期比で増収減益となりました。

## ② 事業の種類別概況

### (学習塾直営事業)

オリジナル教材の高品質化、定期テスト対策の強化及び多様化する生徒・保護者ニーズに対応するためにきめ細かい定期カウンセリング等に注力し、生徒1人当たりの受講料が増加いたしました。

また、直営教室は、当営業年度において14教室増加しております。

これらの結果、売上高は5,295百万円（前期比6.0%増）、教室数は191教室及び在籍生徒数は13,243人となりました。

### (学習塾フランチャイズ事業)

教室経営力向上のための本部サポート体制の改善強化、また、学習塾直営事業と同様にオリジナル教材の高品質化による教材の拡販、並びに「明光義塾」ブランドのイメージ戦略による全国的な認知度の向上等に注力してまいりました。

また、フランチャイズ教室は、当営業年度において95教室増加しております。

これらの結果、売上高は4,392百万円（同4.1%増）、教室数は1,260教室及び在籍生徒数は84,273人となりました。

### (その他の事業)

福祉介護事業につきましては、福祉介護関連事業者との業務委託方式により、営業拠点を新たに開設し、講座数を増加させたこと、並びに新規講座であるガイドヘルパー養成講座が順調に推移したこと等により、売上高は87百万円（同40.3%増）となりました。

サッカースクール事業につきましては、草加スクール及び所沢スクールが軌道に乗り始めたこと、並びに越谷スクール（平成16年10月開校）の新規開校等により、売上高は53百万円（同93.6%増）となり業績は著しく改善いたしました。

〈ご参考〉 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回 次 営 業 年 度	第20期		第21期	
	自平成15年9月1日 至平成16年8月31日		自平成16年9月1日 至平成17年8月31日	
	経営成績他	前年同期比較	経営成績他	前年同期比較
明光義塾期末直営教室数	177	+ 17	191	+ 14
明光義塾期末 フランチャイズ教室数	1,165	+ 119	1,260	+ 95
明光義塾期末教室数合計	1,342	+ 136	1,451	+ 109
明光義塾期末直営教室在籍生徒数(人)	12,728	+ 826	13,243	+ 515
明光義塾期末フランチャイズ 教室在籍生徒数(人)	77,420	+ 7,918	84,273	+ 6,853
明光義塾期末在籍生徒数合計(人)	90,148	+ 8,744	97,516	+ 7,368
学習塾直営事業売上高(百万円)	4,997	+ 393	5,295	+ 297
学習塾フランチャイズ 事業売上高(百万円)※1	4,218	+ 529	4,392	+ 174
その他の事業売上高(百万円)	89	△ 78	140	+ 50
売上高合計(百万円)	9,305	+ 844	9,828	+ 523
明光義塾直営教室売上高(百万円)	4,997	+ 393	5,295	+ 297
明光義塾フランチャイズ 教室末端売上高(百万円)	24,976	+ 3,681	27,124	+ 2,148
明光義塾教室末端売上高合計(百万円)※2	29,974	+ 4,075	32,420	+ 2,445

※1 学習塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品販売収入等を記載しております。

- 2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

## (2) 設備投資の状況

当営業年度中に実施した設備投資の総額は77,918千円（有形固定資産及び無形固定資産の受入ベース数値。金額には消費税等は含まれておりません。）であります。

なお、当営業年度中に継続中の主要設備の新設、重要な固定資産の売却並びに重要な設備の拡充計画は次のとおりであります。

- ① 当営業年度中において継続中の主要設備の新設  
情報システム（経営戦略システム）の開発費 18,000千円  
（注） 情報システム（経営戦略システム及び教育情報管理システム）  
の開発に係る投資予定総額 580,000千円
- ② 当営業年度中に実施した重要な固定資産の売却  
社宅（東京都北区） 25,424千円
- ③ 当営業年度中に新たに確定した重要な設備の拡充計画  
本社（東京都豊島区） 18,500千円  
（注） 当社は、統括業務を東京都豊島区内において分散しておりましたが、明光ビルでの統括業務を本社（賃借物件）に集約する計画であります。なお、明光ビルについては、2フロアを除き賃貸に供する計画であります。

## (3) 資金調達の状況

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（平成14年11月25日発行）の権利行使により、当営業年度において新株式366,400株を発行し、総額106,782千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する学習塾業界は、いわゆる「少子化」の進行により、市場規模が停滞及び微減傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

また、今後においては経済社会や教育に対する価値観の変貌も予想され、学習塾業界を取り巻く環境は予断を許さない状況で推移するものと思われます。

このような環境のもと、当社では「教務力強化」、「人材力向上」に基づく「圧倒的差別化」が最重要課題であると認識しております。当該課題を解決するために、各種プロジェクトチームを横断的かつ柔軟的に組成し対応するとともに、新しい教育ニーズの変化に適宜対応可能な教務体制の強化、優秀な人材養成のための教育制度の確立を図る方針であります。

この最重要課題である「圧倒的差別化」を、明確な目標設定を基本とする戦略的事業展開で解決し、「少子化」という厳しい環境を乗り越え、学習塾業界において絶対的優位性を確立し、安定的かつ継続的な業績向上に努めてまいり所存であります。

更に、市場規模の将来性に限界が明白化したことから、新規事業の開発・進出が、今後の緊急課題となっております。当該課題を解決するために、当社の経営資源を有効かつ積極的に活用するとともに、他社とのアライアンス、M&Aを積極的に実施するべく全社をあげて推進してまいります。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 18 期 (平成14年 8 月期)	第 19 期 (平成15年 8 月期)	第 20 期 (平成16年 8 月期)	第21期(当期) (平成17年 8 月期)
売 上 高 (千円)	6,929,826	8,460,902	9,305,628	9,828,922
経 常 利 益 (千円)	1,275,780	2,002,766	2,391,734	2,271,223
当 期 純 利 益 (千円)	680,607	763,685	1,325,115	1,208,696
1株当たり当期純利益 (円)	132.30	146.41	123.12	36.50
総 資 産 (千円)	3,992,855	4,544,483	6,769,565	7,892,424
純 資 産 (千円)	2,550,866	3,193,238	5,009,744	6,078,713

(注) 1. 第18期の「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。

また、第19期より、「1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

なお、同会計基準及び適用指針を第18期に適用した場合の「1株当たり当期純利益」については、次のとおりであります。

区 分	第 18 期 (平成14年 8 月期)
1株当たり当期純利益 (円)	129.39

2. 第20期は、平成16年4月20日付（1株につき2株の割合）及び第21期は、平成17年4月20日付（1株につき3株の割合）でそれぞれ株式の分割を行いました。第20期及び第21期の「1株当たり当期純利益」の算定につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

## 2. 会社の概況（平成17年8月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、全学年・全教科を対象に生徒一人ひとりの学力に応じた「自立学習・個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」のフランチャイズチェーンを全国に展開し、その本部として、教室運営指導及び経営指導を行うとともに、直営教室につきましても、首都圏地区を中心として教室拡大を図っております。また、その他の事業として、福祉介護事業及びサッカースクール事業を行っております。

### (2) 本社及び主要な事業所

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| ① 本社   | 東京都豊島区池袋二丁目43番1号     |
| 明光ビル   | 東京都豊島区西池袋三丁目1番13号    |
| 大阪事務局  | 大阪府吹田市千里山東二丁目16番12号  |
| 名古屋事務局 | 愛知県名古屋市中村区太閤三丁目2番13号 |
| 北海道事務局 | 北海道札幌市中央区北2条東一丁目5番地2 |

#### ② 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	113教室	近畿地区	199教室
北関東・甲信越地区	152教室	中・四国地区	55教室
首都圏地区	357教室	九州地区	243教室
中部・東海地区	141教室	(合計1,260教室)	

#### ③ 明光義塾直営教室

首都圏地区	123教室	池袋教室他
その他地区	68教室	五月が丘教室他
(合計 191教室)		

- |               |     |                       |
|---------------|-----|-----------------------|
| ④ 明光福祉専門学院直営校 | 浦和校 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目3番19号 |
| ⑤ 明光介護支援センター  | 浦和  | 同上                    |
| ⑥ 明光サッカースクール  | 草加校 | 埼玉県草加市小山一丁目13番27号     |
|               | 所沢校 | 埼玉県所沢市北原町1288         |
|               | 越谷校 | 埼玉県越谷市弥十郎375          |

(注) 明光サッカースクール越谷校は、平成16年10月に新設いたしました。



### (3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 72,405,000株

(注) 平成17年2月8日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付をもって1株につき3株の割合で株式の分割をするとともに、当社定款を変更し、会社が発行する株式の総数を分割比率に応じて増加する決議をいたしました。これにより、会社が発行する株式の総数は48,270,000株増加いたしました。

② 発行済株式の総数 33,991,200株

(注) 1. 商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成14年11月25日発行)の権利行使により発行済株式の総数は366,400株増加いたしました。

2. 平成17年2月8日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付をもって1株につき3株の割合で株式の分割を行いました。これにより、発行済株式の総数は22,486,800株増加いたしました。

③ 株主数 7,683名(前期末比4,904名増)

④ 大株主

株 主 名	大株主の当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
明 光 株 式 会 社	5,064,000 株	15.39 %	— 株	— %
渡 邊 弘 毅	3,723,600	11.32	—	—
株 式 会 社 光 通 信	1,992,600	6.06	—	—
奥 井 世 志 子	1,780,800	5.41	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,437,300	4.37	—	—
株式会社東京個別指導学院	1,400,000	4.25	—	—
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	1,035,400	3.15	—	—
ゴールドマン・サックス・ インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社東京支店)	667,200	2.03	—	—
日本証券金融株式会社	547,100	1.66	—	—
箕 輪 友 行	336,000	1.02	—	—

(注) 当社は、自己株式1,080,073株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。

#### (4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

##### ① 取得株式

普通株式 720,073株

取得価額の総額 49千円

(注) 平成17年4月20日付の1株を3株にする株式分割による増加株式数が720,000株並びに単元未満株の買取請求による取得株式数が73株(取得価額49千円)であります。

##### ② 処分株式

該当する事項はありません。

##### ③ 失効手続きをした株式

該当する事項はありません。

##### ④ 決算期における保有株式

普通株式 1,080,073株

#### (5) 新株予約権の状況

##### ① 現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	行使期間
	個		円	
株式会社明光ネットワークジャパン 第1回新株予約権 (平成14年11月25日発行)	1,018	普通株式 610,800株	185	自 平成16年12月1日 至 平成19年11月24日
株式会社明光ネットワークジャパン 第2回新株予約権 (平成15年11月26日発行)	270	普通株式 162,000株	311	自 平成17年12月1日 至 平成20年11月25日
株式会社明光ネットワークジャパン 第3回新株予約権 (平成16年11月26日発行)	2,890	普通株式 867,000株	557	自 平成18年12月1日 至 平成21年11月25日

(注) 1. 新株予約権は、いずれもストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2. 平成17年2月8日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付をもって1株につき3株の割合で株式の分割を行いました。これに伴い、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の1株当たり払込金額」が調整されましたが、上記の記載内容は当該調整を反映済みであります。

② 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

・平成16年11月26日発行の新株予約権（第3回新株予約権証券）

イ. 発行した新株予約権の数 3,490個

ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 349,000株  
(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)

(注) 平成17年2月8日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付をもって1株につき3株の割合で株式の分割を行いました。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を349,000株から1,047,000株に、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を100株から300株にそれぞれ調整しております。

ハ. 発行価額

無償

ニ. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、1,669円（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(注) 平成17年2月8日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付をもって1株につき3株の割合で株式の分割を行いました。これに伴い、行使価額を1,669円から557円に調整しております。

ホ. 新株予約権の権利行使期間

平成18年12月1日から平成21年11月25日までとする。

へ. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 各新株予約権の一部行使は認められない。
- (ロ) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。
- (ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (ニ) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。

ト. 新株予約権の消却事由及び条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- (ロ) 新株予約権者がへ. の(ロ)、(ハ)又は(ニ)の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

チ. 新株予約権の有利な条件の内容

当社の取締役及び当社従業員に対し、新株予約権を無償で発行した。

リ. 新株予約権の割当を受けた者の氏名及びこれに対して割当を受けた新株予約権の数等

- (イ) 当社取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	
佐々木 正 明	200個	普通株式	20,000株

(注) 平成17年2月27日に辞任

## (ロ) 当社従業員（上位10人）

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	
石原裕三	60個	普通株式	6,000株
植村友一	60個	普通株式	6,000株
小野雅之	60個	普通株式	6,000株
佐々木成秀	60個	普通株式	6,000株
赤川裕二	40個	普通株式	4,000株
岡本康智	20個	普通株式	2,000株
小林守	20個	普通株式	2,000株
佐々木康宏	20個	普通株式	2,000株
杉本薫	20個	普通株式	2,000株
関川剛久	20個	普通株式	2,000株

## (ハ) 当社従業員に発行した新株予約権の合計

付与した者の総数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	
293人	3,290個	普通株式	329,000株

(注) 平成17年2月8日開催の取締役会決議により、平成17年4月20日付をもって1株につき3株の割合で株式の分割を行いました。これに伴い、目的となる株式の数は割当日の株数に対し、3を乗じた数となっております。

## (6) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	235人	28人増	33.5歳	5.1年
女性	110人	11人増	27.8歳	3.3年
合計	345人	39人増	31.7歳	4.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員（3人）を含み、アルバイト等の臨時従業員は含まれておりません。  
2. 従業員数が前期末に比し、39人増加したのは、業務拡大に伴う採用によるものであります。

## (7) 企業結合の状況

### ① 親会社との関係及び重要な子法人等の状況

当社は、親会社及び子法人等について営業年度を通じて有しておりませんので、該当する事項はありません。

したがって、企業結合の経過及び成果についても、該当する事項はありません。

### ② その他

当社の関連会社は、以下のとおりであります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社創企社	149百万円	35.8%	テレマーケティング関連事業及び保険代理店事業他

## (8) 主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

## (9) 取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役社長	渡邊 弘 毅	
専務取締役	奥井 世志子	明光義塾本部長
常務取締役	沢田 石 秀 美	
常務取締役	山 本 英 昭	管理本部長
常勤監査役	橋 本 和	
監査役	小 口 隆 夫	弁護士
監査役	きゅうの 弓 野 健 次	

- (注) 1. 取締役川初武春氏は、平成16年11月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役佐々木正明氏は、平成16年11月26日開催の第20回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。平成17年2月27日に辞任により退任しております。
3. 監査役橋本 和氏、小口隆夫氏及び弓野健次氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

### (10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	21,000千円
2. 上記1. の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	21,000千円
3. 上記2. の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

- 
- (注) 1. 本営業報告書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。



## 貸借対照表

(平成17年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,777,480</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,427,542</b>
現金及び預金	4,284,676	買掛金	56,953
売掛金	514,768	未払金	20,139
有価証券	699,869	未払費用	478,694
商品	80,870	未払法人税等	437,000
貯蔵品	9,658	未払消費税等	52,479
前渡金	369	前受金	56,173
前払費用	60,642	預り金	127,639
繰延税金資産	121,018	賞与引当金	182,892
短期貸付金	252	その他	15,569
その他	15,880	<b>固定負債</b>	<b>386,168</b>
貸倒引当金	△ 10,525	退職給付引当金	223,087
<b>固定資産</b>	<b>2,114,944</b>	役員退職慰労金引当金	127,696
<b>有形固定資産</b>	<b>924,672</b>	預り保証金	35,384
建物	383,095	<b>負債合計</b>	<b>1,813,710</b>
器具備品	29,797	<b>資 本 の 部</b>	
土地	511,779	<b>資本金</b>	<b>879,484</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>79,653</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>823,242</b>
ソフトウェア	43,403	資本準備金	823,242
ソフトウェア仮勘定	18,000	<b>利益剰余金</b>	<b>4,458,043</b>
電話加入権	18,250	利益準備金	54,482
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,110,618</b>	任意積立金	2,979,000
投資有価証券	108,732	別途積立金	2,979,000
長期前払費用	9,705	当期末処分利益	1,424,561
繰延税金資産	193,040	<b>株式等評価差額金</b>	<b>792</b>
敷金及び保証金	455,119	<b>自己株式</b>	<b>△ 82,849</b>
長期性預金	344,000	<b>資本合計</b>	<b>6,078,713</b>
その他	20	<b>負債・資本合計</b>	<b>7,892,424</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,892,424</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔平成16年9月1日から  
平成17年8月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		9,828,922
営業費用		
売上原価	5,738,701	
販売費及び一般管理費	1,847,910	7,586,611
営業利益		2,242,311
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息・配当金	2,178	
貸貸料収入	34,410	
その他の営業外収益	10,157	46,745
営業外費用		
貸貸料原価	10,743	
新株発行費	7,090	17,833
経常利益		2,271,223
特別損益の部		
特別損失		
固定資産売却損	18,760	
固定資産除却損	2,529	
退職給付会計基準変更時差異	16,503	
過年度給与諸手当	72,020	
その他の特別損失	1,402	111,215
税引前当期純利益		2,160,008
法人税、住民税及び事業税	972,810	
法人税等調整額	△ 21,498	951,311
当期純利益		1,208,696
前期繰越利益		215,865
当期未処分利益		1,424,561

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (注記事項)

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）によっております。
関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	先入先出法による原価法によっております。
貯 蔵 品	最終仕入原価法による原価法によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産	定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。
無 形 固 定 資 産	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年又は5年）に基づく定額法によっております。
長 期 前 払 費 用	定額法によっております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

新 株 発 行 費	支出時に全額費用として処理しております。
-----------	----------------------

#### 5. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当営業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金	……………	従業員からの退職給付に充てるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（82,515千円）については、5年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌営業年度から費用処理することとしております。
役員退職慰労金引当金	……………	商法施行規則第43条に規定する引当金であり、役員からの退職慰労金の支出に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく当営業年度末要支給額の100%を計上しております。

#### 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### 貸借対照表の注記

- 有形固定資産の減価償却累計額は、180,279千円であります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器及びソフトウェアの一部については、リース契約により使用しております。
- 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 792千円

#### 損益計算書の注記

- 株当たり当期純利益は、36円50銭であります。

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,424,561,889
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき10円)	329,111,270
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金500,000円)	18,100,000
別 途 積 立 金	748,000,000
合 計	1,095,211,270
次 期 繰 越 利 益	329,350,619

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成17年10月17日

株式会社明光ネットワークジャパン  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊤  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成16年9月1日から平成17年8月31日までの第21期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの第21期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年10月21日

株式会社明光ネットワークジャパン監査役会

監査役(常勤) 橋 本 和 ㊟

監 査 役 小 口 隆 夫 ㊟

監 査 役 弓 野 健 次 ㊟

(注) 常勤監査役橋本 和、監査役小口隆夫及び弓野健次は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 329,066個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第21期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（21頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、今後の資本戦略及び財務戦略を強力に推進するために必要な内部留保を考慮しつつ、日頃の株主の皆様のご支援にお応えして還元の充実を図るため、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成17年7月26日公布の会社法（平成17年法律第86号、施行日未定）において、取締役解任決議の定足数及び決議要件が普通決議又は定款の定めに従うとされていることに伴い、長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するために、会社法施行後も、現行どおりの定足数及び決議要件といたしたく、現行定款第14条において、所要の変更を行うものであります。また、併せて、監査役の解任決議についても、現行どおりの定足数及び決議要件とすることを明確化いたしたく、現行定款第14条において、所要の変更を行うものであります。
- (2) 事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うことを目的として、現行定款第17条に定める取締役の員数を10名以内から7名以内とするものであります。
- (3) 上記(2)と同様、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第19条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、これに伴い、同条第2項の取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決 議)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 取締役又は監査役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後<u>1年</u>内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

当社取締役渡邊弘毅、奥井世志子、沢田石秀美、山本英昭の4名は全員本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新たに取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式の数
1	渡邊弘毅 (昭和17年9月19日生)	昭和59年9月 当社設立 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役社長(現任)	3,723,600株
2	奥井世志子 (昭和29年8月24日生)	昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役 平成8年11月 当社専務取締役(現任) 平成13年1月 明光株式会社代表取締役社長(現任) 平成16年9月 当社明光義塾本部長(現任)	1,780,800株
3	山本英昭 (昭和16年1月29日生)	昭和60年5月 株式会社三和銀行(現株式会社UFJ銀行)東京営業本部第三部部長 平成2年5月 同行福岡支店支店長 平成4年1月 三和投資顧問株式会社(現MU投資顧問株式会社)(出向)常務取締役 平成4年5月 同社専務取締役 平成9年12月 三和投信投資顧問株式会社(現三菱UFJ投信株式会社)常勤監査役 平成13年8月 アステック株式会社監査役(非常勤) 平成13年11月 当社監査役(非常勤) 平成15年11月 当社常務取締役(現任) 平成16年9月 当社管理本部長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の株式の数
4	山崎 彰 人 (昭和25年7月4日生)	平成4年12月 テクスケムグループ・オブ・カンパニーズ副社長 平成9年10月 日本ハンター・ダグラス株式会社代表取締役社長 平成13年12月 株式会社三技協グローバルビジネスセンター長 平成15年8月 同社取締役執行役員常務 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部副本部長兼営業企画室長(現任) 平成17年9月 当社情報システム部長(現任)	一株
5	田上 節 朗 (昭和30年8月6日生)	昭和55年4月 株式会社東京放送入社 平成14年1月 有限会社メディアアンサンブル取締役 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部プロモーション部長(現任)	一株
6	佐藤 浩 章 (昭和35年8月31日生)	昭和58年3月 株式会社セブンイレブン・ジャパン入社 平成12年10月 カタリナマーケティングジャパン株式会社入社 平成14年3月 同社メーカーセールスグループ部長 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部F C営業部長(現任)	一株

(注) 当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成17年2月27日付をもって取締役を辞任されました佐々木正明氏及び本総会終結の時をもって任期満了となり退任される沢田石秀美氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役佐々木正明氏及び沢田石秀美氏の略歴は、次のとおりであります。

氏	名	略	歴
佐々木	正明	平成16年11月 平成17年2月	当社取締役 当社取締役辞任
沢田石	秀美	平成5年11月 平成14年11月	当社取締役 当社常務取締役（現任）

## 第5号議案 当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により当社取締役及び従業員に対し、新株予約権を特に有利な条件で発行することにつきご承認をお願いするものであります。

### 記

#### 1. 当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を特に有利な条件で発行いたしたく存じます。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした金額としております。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式67,000株を総株数の上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

670個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとするが、調整の結果、単元未満の株式数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

##### (4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が新株予約権発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年12月1日から平成22年11月24日までの間で取締役会が定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使は認められない。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合は、喪失後2年間に限り権利行使を認める。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が(7)の②、③又は④の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 2階 曙の間  
電話 (03) 3980-1111



### 交通のご案内

西武池袋線、JR線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線、東武東上線の池袋駅西口から徒歩3分。